

岩手県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 医療機関の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------|------------------|------------|
| もとだて病院 | 花巻市東宮野目第13地割1番地1 | 平成30年5月1日 |
| ドレミ薬局 | 一関市中央町二丁目5番17号 | ” |
| 鈴木歯科医院 | 釜石市中妻町三丁目7番10号 | 平成30年4月9日 |
| 山田中央薬局 | 下閉伊郡山田町川向町51番21号 | 平成30年4月17日 |